

Ⅲ 分野別の現状と課題

1 環境・アメニティ

(1) 地球環境保全

①温暖化対策

ア) 概況

- 地球温暖化の防止は、もはや人類共通ともいえる最重要の政策課題であり、公平かつ実効性のある国際的な枠組みのもと、様々な主体と連携を図りながら施策に取り組むことが強く求められています。平成 21 年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動コペンハーゲン会議（COP15・COP/MOP 5）では、先進国は温室効果ガスの削減目標を、途上国は削減行動を提出することなどを盛り込んだコペンハーゲン合意が作成されました。
- 政府は、平成 22 年 3 月に地球温暖化対策に関する基本原則や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標¹⁰を設定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画、基本的施策などを盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定しました。
- 近年、このような国内外の動向、さらに東日本大震災及びその後の電力供給の制約を背景に、太陽光・風力に代表される再生可能エネルギーの普及促進や温室効果ガスの排出量取引制度の導入、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化するための有力な手段としてスマートグリッド（次世代送電網）に注目が集まるなど、全国的に地球温暖化対策の推進に向けた動きが急速に拡大しています。
- 現在、本市では、平成 17 年度に策定した「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」において、平成 24 年度における 1 人当たりの温室効果ガス排出量を対平成 2 年度比で 6 % 以上削減することを目指し、取組を推進しています。
- 平成 21 年度の温室効果ガス排出量は 508.4 万 t-CO₂であり、目標値の 485.3 t-CO₂を 4.8% (23.1 万 t-CO₂)、また、人口 1 人当たりの排出量は 4.15 t-CO₂/人を目標値の 3.86 t-CO₂/人を 7.5% (0.29 t-CO₂) いずれも上回っています。一方、1 世帯当たりの排出量は、世帯の小規模化の進行などを背景に、平成 21 年度では 9.77 t-CO₂/世帯、対基準（平成 2 年度）年度比で 20.2% (2.47 t-CO₂) 減少しています。（表 1-1-1）

¹⁰ 温室効果ガスの排出量を 2020（平成 32）までに 1990 年（平成 2 年）比で 25%、2050（平成 62）年までに 1990 年比で 80%を削減する。また、再生可能エネルギーの供給量を 2020 年までに一次エネルギー供給量に占める割合を 10%に達するようにするとされている。

表 1-1-1 温室効果ガス排出量の推移及び伸び率

		基準年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標年度 (平成24年度)
エネルギー起源CO ₂	排出量(万t-CO ₂)	383.5	516.9	506.1	481.9	526.4	508.9	479.4	453.0
	基準年度比増減率(%)	—	34.8	32.0	25.7	37.3	32.7	25.0	18.1
産業部門	排出量(万t-CO ₂)	83.4	79.9	80.4	76.4	90.2	87.1	80.1	71.1
	基準年度比増減率(%)	—	▲ 4.1	▲ 3.6	▲ 8.4	8.1	4.4	▲ 4.0	▲ 14.8
民生部門	排出量(万t-CO ₂)	172.0	279.4	273.6	257.3	287.6	278.2	255.7	224.0
	基準年度比増減率(%)	—	62.4	59.0	49.6	67.2	61.7	48.6	30.2
民生業務部門	排出量(万t-CO ₂)	85.5	151.8	144.6	135.2	144.3	137.0	126.5	114.6
	基準年度比増減率(%)	—	77.5	69.1	58.1	68.8	60.3	47.9	34.0
民生家庭部門	排出量(万t-CO ₂)	86.5	127.6	129.0	122.1	143.3	141.1	129.2	109.4
	基準年度比増減率(%)	—	47.5	49.1	41.1	65.6	63.1	49.3	26.4
運輸部門	排出量(万t-CO ₂)	128.0	157.6	152.1	148.2	148.6	143.6	143.6	157.9
	基準年度比増減率(%)	—	23.1	18.8	15.7	16.1	12.2	12.2	23.3
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	排出量(万t-CO ₂)	23.9	28.3	28.6	28.7	28.3	27.4	26.4	29.6
	基準年度比増減率(%)	—	18.6	19.9	20.0	18.6	14.8	10.5	23.9
代替フロン等	排出量(万t-CO ₂)	7.1	3.4	2.8	2.5	2.6	2.7	2.6	2.7
	基準年度比増減率(%)	—	▲ 52.7	▲ 60.3	▲ 65.5	▲ 63.5	▲ 62.6	▲ 63.5	▲ 62.1
温室効果ガス総排出量	排出量(t-CO ₂ /人)	414.4	548.6	537.6	513.0	557.3	538.9	508.4	485.3
	基準年度比増減率(%)	—	32.4	29.7	23.8	34.5	30.1	22.7	17.1
人口1人当たり温室効果ガス排出量	排出量(万t-CO ₂)	4.11	4.65	4.53	4.30	4.64	4.45	4.15	3.86
	基準年度比増減率(%)	—	13.0	10.1	4.6	12.8	8.2	1.1	▲ 6.1
1世帯当たり温室効果ガス排出量	排出量(t-CO ₂ /世帯)	12.24	11.47	11.06	10.39	11.09	10.54	9.77	—
	基準年度比増減率(%)	—	▲ 6.3	▲ 9.6	▲ 15.1	▲ 9.4	▲ 13.9	▲ 20.2	—

出典：環境局環境共生部地球温暖化対策課「平成21年度分さいたま市温室効果ガス排出量算出報告書」(平成24年2月)

注1) 端数処理の関係で小計が内訳と一致しない場合がある。

2) 基準年度は二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)が平成2年度、代替フロン等が平成7年度。

3) 非エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)とは、廃棄物部門の二酸化炭素排出量。

4) 基準年度及び平成14年度、目標年度の値は、「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」に掲載されている値。

○二酸化炭素排出量を部門別にみると、本市では、エネルギー起源二酸化炭素排出量に占める産業部門の割合が15%強と相対的に少ない状況にあるのに対し、家庭や自動車、オフィスからの排出量が多いという特徴を有しています。(図1-1-1)

○平成21年度の割合では、運輸部門が28.8%で最も多く、以下、民生家庭部門の25.9%、民生業務部門の25.4%の順となっています。平成16年度以降の推移をみると、民生業務部門は概ね減少傾向、民生家庭部門も平成20年度～21年度では2年連続で前年度を下回っています。(同上)

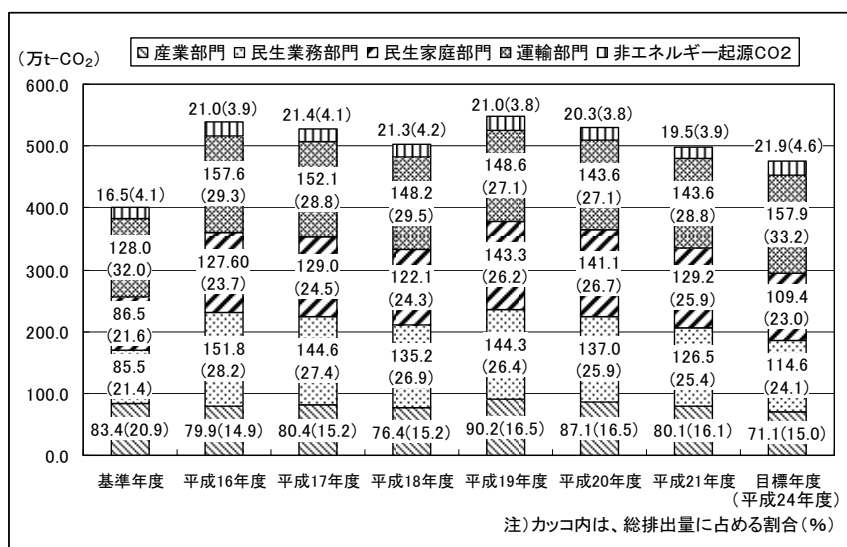


図 1-1-1 部門別二酸化炭素排出量の推移

出典：環境局環境共生部地球温暖化対策課「平成21年度分さいたま市温室効果ガス排出量算出報告書」(平成24年2月)

イ) 本市の主な取組

- 平成 13 年 5 月に制定した「さいたま市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「さいたま市環境基本計画」を策定しています。
- 平成 18 年 3 月、地球温暖化対策推進法¹¹に基づき、地域に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的・効果的に推進するため、「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しています。
- 平成 17 年 2 月に策定した「さいたま市地域新エネルギービジョン」に基づき、本市の地域特性に合った新エネルギー¹²の導入を促進し、地域レベルから地球温暖化問題に取り組んでいます。
- 地球温暖化防止キャンペーンや、市民・事業者とともに地球環境にやさしい生活を提案し、広く省エネルギー型のライフスタイルへの転換を呼び掛けるエコライフ DAY などの普及啓発活動、新エネルギーの導入促進に向けた市民・事業者の意識醸成を図るための情報提供などを推進しています。
- 平成 20 年度～24 年度を計画期間に、行政が事業者・消費者の一員として、率先して温室効果ガスの排出削減を推進するため、「さいたま市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市有施設への太陽光発電設備の設置や LED 化などの対策に取り組んでいます。
- 本計画に掲げた温室効果ガスの総排出量を平成 24 年度までに基準(平成 18)年度比で 5 % (4,921 t-CO₂) 削減する目標に対し、平成 22 年度の総排出量(削減対象分)は 94,842 t-CO₂であり、基準年度比▲約 3.6%、約 3,571 t-CO₂の削減となっています。
- 平成 21 年 4 月「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、環境への負荷が相当程度大きい事業所を設置(管理)する事業者が、温室効果ガスの削減などに関する計画(環境負荷低減計画)を作成する「さいたま市環境負荷低減計画制度」を創設し、平成 22 年度から計画の提出が始まりました。平成 23 年度に計画の提出があったのは 108 事業所に上っています。
- 平成 23 年 3 月「さいたま市交通環境プラン」を改訂し、新たに自動車から排出される二酸化炭素の削減を目標に加え、「自動車から公共交通機関等への転換」「次世代自動車の普及」「エコドライブの普及」を重点項目として、対策に取り組んでいます。
- 国の地域活性化総合特区¹³の地域指定を受け、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の事業を、民間企業と連携して推進することにより、「暮らしやすく活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向けて取り組みます。(図 1-1-2)

¹¹ 地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された京都議定書を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、平成 10 年 10 月公布。

¹² 自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったエネルギーのこと

¹³ 国の成長戦略の一環として、先駆的な取組を進める特定地域を対象に規制緩和や財政補助などで支援する制度。本市は、平成 23 年 12 月に地域活性化総合特区として第 1 次の地域指定を受けた。計画期間は、概ね 5 年を目安とされている。

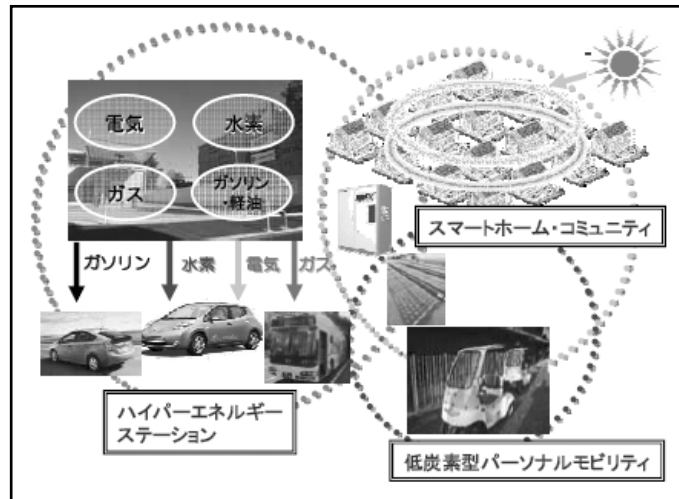


図 1-1-2 『環境未来都市』の実現に向けたプロジェクト
出典：環境局環境共生部「特区申請概要」（平成 23 年 10 月）

ウ) 今後の重点課題

- ◆温室効果ガスの排出量を着実に削減するため、行政が先導役を果たしながら、市民・事業者をはじめとする多様な主体の取組を促進することで、これらの取組が相乗効果を発揮していく好循環のシステムを確立する必要があります。
- ◆温室効果ガスの排出量の削減と新エネルギーの普及促進を図るため、市民・事業者への情報提供を充実させる必要があります。
- ◆自動車から排出される二酸化炭素などの環境負荷を低減させるため、自動車に頼り過ぎないライフスタイルへの転換やエコドライブの普及推進に努める必要があります。
- ◆地球温暖化対策や環境配慮の側面のみならず、都市機能の維持のためのリスクマネジメントとして、短期的には、節電対策の実施などの省エネルギーの推進、中長期的には、代替エネルギーとしての再生可能エネルギーの普及拡大、地域分散型発電の推進、さらに低炭素なまちづくりを推進する必要があります。
- ◆地産地消のエネルギー施策に関する総合的な効果検証を実施し、本市にふさわしいエネルギー政策の方向性を明らかにするエネルギービジョンを策定する必要があります。
- ◆全国モデルとなる「暮らしやすく活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向けた取組を着実に推進していく必要があります。

②ごみ処理

ア) 概況

○現在、本市では、循環型都市の構築を目指し、一般廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進するとともに、自然環境に配慮した環境負荷の少ないごみ処理システムの構築に取り組んでいます。

○平成22年度のごみの総収集量は423,979 t、このうち家庭系が302,902 t（構成比71.4%）、事業系が105,521 t（24.9%）となっています。

平成19年度以降、ごみの収集量は一貫して減少傾向で推移しており、平成22年度ではそれ以前に最も多かった平成18年度に比べ、総排出量は12.4%（60,163 t）、家庭系は8.0%（26,426 t）、事業系は23.4%（32,187 t）減少しています。（表1-1-2）

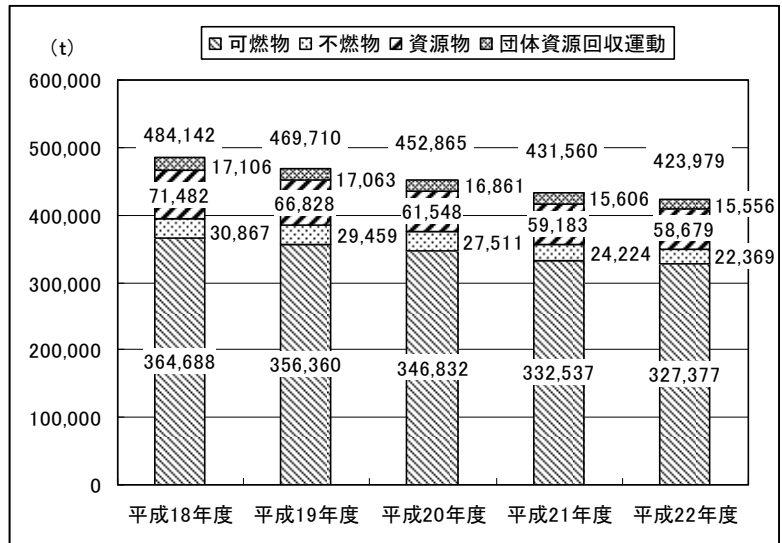


図1-1-3 ごみ収集量の推移

出典：環境局資源循環推進部廃棄物対策課資料

表1-1-2 ごみ収集量及び総資源化量の推移

		収 集 量									
		総 数				可 燃 物			不 燃 物		
		総数	家庭系	事業系	団体資源回収	総数	家庭系	事業系	総数	家庭系	事業系
平成18年度	実数(t)	484,142	329,328	137,708	17,106	364,688	234,168	130,520	30,867	28,483	2,384
平成19年度	実数(t)	469,710	319,165	133,482	17,063	356,360	228,540	127,820	29,459	29,964	2,495
	増減率(%)	▲ 3.0	▲ 3.1	▲ 3.1	▲ 0.3	▲ 2.3	▲ 2.4	▲ 2.1	▲ 4.6	5.2	4.7
平成20年度	実数(t)	452,865	311,754	124,250	16,861	346,832	226,963	119,869	27,511	25,431	2,079
	増減率(%)	▲ 3.6	▲ 2.3	▲ 6.9	▲ 1.2	▲ 2.7	▲ 0.7	▲ 6.2	▲ 6.6	▲ 15.1	▲ 16.7
平成21年度	実数(t)	431,560	303,300	112,654	15,606	332,537	223,287	109,249	24,235	22,908	1,327
	増減率(%)	▲ 4.7	▲ 2.7	▲ 9.3	▲ 7.4	▲ 4.1	▲ 1.6	▲ 8.9	▲ 11.9	▲ 9.9	▲ 36.2
平成22年度	実数(t)	423,979	302,902	105,521	15,556	327,377	224,310	103,067	22,369	22,189	181
	増減率(%)	▲ 1.8	▲ 0.1	▲ 6.3	▲ 0.3	▲ 1.6	0.5	▲ 5.7	▲ 7.7	▲ 3.1	▲ 86.4

		収 集 量			総資源化量
		資源物			
		総数	家庭系	事業系	
平成18年度	実数(t)	71,482	66,678	4,804	93,595
平成19年度	実数(t)	66,828	63,661	3,167	88,718
	増減率(%)	▲ 6.5	▲ 4.5	▲ 34.1	▲ 5.2
平成20年度	実数(t)	61,662	59,360	2,302	84,097
	増減率(%)	▲ 7.7	▲ 6.8	▲ 27.3	▲ 5.2
平成21年度	実数(t)	59,183	57,105	2,078	77,198
	増減率(%)	▲ 4.0	▲ 3.8	▲ 9.7	▲ 8.2
平成22年度	実数(t)	58,677	56,403	2,274	76,509
	増減率(%)	▲ 0.9	▲ 1.2	9.4	▲ 0.9

出典：環境局資源循環推進部廃棄物対策課資料

○平成21年度における本市のリサイクル率は21.8%であり、政令指定都市18市の中では5番目と比較的高い水準にあります。また、1人1日当たりの排出量をみると、生活系は725g/人日で18市中7番目に多い水準となっているのに対し、事業系は256g/人日で18市中4番目に少ない水準となっているのが特徴的といえます。(表1-1-3)

表1-1-3 リサイクル率の都市間比較（リサイクル率の高位順）

順位	市名	リサイクル率(%)	ごみ総排出量(t)	資源化量合計(t)	直接資源化量(t)	中間処理後再生利用量(t)	集団回収量(t)	1人1日当たりの排出量(g/人日)		
								合計	生活系	事業系
1	神戸市	39.7	7,323	2,904	0	2,904	0	13	554	235
2	福岡市	33.9	5,332	1,787	0	1,787	0	10	615	222
3	浜松市	27.3	57,337	15,698	0	6,979	8,719	198	684	247
4	新潟市	24.4	40,932	9,967	14	6,148	3,805	139	664	506
5	さいたま市	21.8	431,549	94,131	36,669	41,856	15,606	981	725	256
6	川崎市	21.5	121,704	26,200	2,219	12,982	10,999	242	647	293
7	広島市	21.0	18,580	3,899	0	3,623	276	44	810	495
8	静岡市	20.4	73,131	14,940	0	12,129	2,811	279	758	322
9	札幌市	20.4	2,099,594	444,809	33,487	262,207	149,115	3,030	714	323
10	仙台市	19.6	738,850	145,150	0	86,641	58,509	2,000	720	347
11	横浜市	19.3	54,056	10,414	0	6,842	3,572	41	683	412
12	名古屋市	19.1	45,127	9,273	1,640	7,633	0	57	690	292
13	大阪市	17.9	39,073	6,985	0	1,830	5,155	42	793	382
14	堺市	17.2	16,050	2,756	170	2,049	537	53	739	388
15	岡山市	16.8	84,339	14,587	5,957	3,481	5,149	331	780	549
16	千葉市	16.0	116,744	18,718	0	9,442	9,276	344	708	416
17	北九州市	13.8	10,180	1,402	0	1,402	0	28	710	345
18	京都市	4.1	4,893	200	200	0	0	9	862	309

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(平成21年度)

注)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

○市内に4箇所ある処理施設で焼却・破砕されたごみの焼却灰（資源化されない部分）や残渣などの最終処分量の合計は、平成22年度で31,241tであり、平成21年度の34,949tに比べ約10.6%（3,708t）減少しました。

○市内の最終処分場の残余容量は、平成22年度末現在で約128,759m³であり、平成27年4月稼働予定の新クリーンセンターでの残渣の有効利用状況を加味した場合、今後15年程度で市内処分ができなくなるものと考えられています。

イ) 本市の主な取組

□廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、資源の循環利用を図ることを目的として、「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」と「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則」を定めています。

□市報やパンフレット、ホームページを通じた啓発活動などを通じ、ごみの発生抑制・分別収集の徹底や、家庭や事業所でのごみの減少・リサイクルの促進に取り組んでいます。

□平成24年度～33年度を計画期間とする「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、一般廃棄物処理の推進や市民・事業者が行うべき方策及び行動の支援・促進に取り組んでいます。

□本計画では、市民1人1日当たりのごみの総排出量（資源物を含む）を平成22年度の944g／人・日に対し、平成28年度までに47g以上（897g／人・日）、平成33年度までに94g以上（850g／人日）削減することを目標に掲げています。

□また、ごみ排出量に対する最終処分比率を平成22年度の7.4％に対し、平成28年度までに6％以下、平成33年度に4％以下とするとしています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆今後も引き続き、循環型都市の構築に向け、多様な主体の連携・協力のもと、ごみの発生及び排出の抑制、資源のリサイクルを適切に推進するとともに、より環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築に取り組むことが求められています。
- ◆合併前に建設した処理施設が老朽化しており、順次建替えしていく必要があります。
- ◆1トン当たりのごみ処理に約4万円の経費がかかっているため、新たな数値目標に沿ってごみ排出量を抑制し、老朽化施設の建替え時に市内施設の統廃合を実現することにより、ごみ処理経費の削減を図る必要があります。
- ◆最終処分場の確保が困難な本市としては、7～8割程度の水分を含む生ごみの水切りの徹底、燃えるごみに含まれがちな雑紙等の資源物の一層の分別徹底を図るとともに、焼却灰等を溶融し、改良土やセメントとして有効利用するなど、埋立量を抑制し、現存施設の延命化に努める必要があります。

③生活環境

ア) 概況

○平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所の事故に伴い、首都圏でも周辺より放射線量が高い箇所、いわゆる“ホットスポット”の存在が報告され、未だ目には見えない放射線による被害に対する人々の不安は、払拭されていない状況が続いています。

○市内でも雨どいの下など雨水のたまりやすい一部の箇所において、局所的に周辺より高い放射線量が確認されたことから、本市では平成 23 年 11 月に「放射線量の高い箇所への対応方針」を策定し、市立の全ての学校、幼稚園及び保育園並びに一部の放課後児童クラブ、公園及び遊水地などを対象に、放射線量が周辺より高いことが予想される箇所について、詳細な調査を実施し、当該対応方針で示した判断の目安を上回る放射線量が確認された箇所については、放射線量の低減措置を講じていきました。その状況は HP で公開しています。

○平成 21 年度の公害苦情件数は 494 件であり、過去 5 年間で最も件数の多かった平成 19 年度の 623 件に比べ 20.7% (129 件) 減少しています。

表 1-1-4 公害苦情件数の推移

	総数 (件)	増減率 (%)	種 類 別(件)							
			大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
平成17年度	518	—	187	10	—	171	34	—	111	5
平成18年度	448	▲ 13.5	137	18	1	181	20	—	84	7
平成19年度	623	39.1	209	18	—	210	49	2	120	15
平成20年度	468	▲ 24.9	181	15	—	152	29	2	84	5
平成21年度	494	5.6	163	28	—	174	33	3	88	5

出典：環境局環境共生部環境対策課資料

内訳をみると、騒音に関するものが最も多く 174 件、ついで大気汚染に関するものが 163 件でした。騒音では、建設作業及び工場・事業場を発生源とするものが多く、騒音全体の 83.3%、大気汚染では、野外焼却に関するものが多く、大気汚染全体の 66.8% を占めています。近年は、環境意識の高まりなどから、公害の態様が多様化・小規模化しており、都市型・生活型の公害の占める割合が増加する傾向にあります。(表 1-1-4)

イ) 本市の主な取組

□平成 21 年 4 月 1 日、生活環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害等の発生源に対する規制を定めた「さいたま市生活環境の保全に関する条例」を施行しました。

□市民の安心を確保し、特に、子供たちの健康に対する不安を解消するため、周辺より高い数値の空間放射線量が確認された際の放射線量の低減措置などに関して、現時点での基本的な考え方を「放射線量の高い箇所への対応方針」として掲げるとともに、住宅の敷地内などで特に高い放射線量が測定された場合の対応策を「生活空間の“ホットスポット”対応マニュアル」に示しています。

□交通量の多い主要幹線道路沿道に自動車排出ガス測定局を設置し、主として自動車から排出される大気汚染物質を常時監視しています。大気汚染物質のうち、二酸化窒素は平成 16 年度に環境基準を全局で達成、浮遊粒子状物質は平成 18 年度に初めて環境基準を全局で達成した後、いずれも平成 22 年度も引き続き達成率 100% を維持しています。

- 国や県及び周辺自治体と連携し、ディーゼル車の運行規制や自動車 NOx・PM 法の車種規制等を推進しています。
- 市内を流れる 10 河川 23 地点を対象に、水質汚濁防止法等に基づき水質の常時監視を実施しています。これらのうち、埼玉県の測定計画に基づき調査を行っている荒川、鴨川、芝川、綾瀬川及び元荒川の 5 河川のうち鴨川を除くすべての河川で「BOD の年間 75%水質値」の環境基準を満足しています。
- 平成 32 年度における騒音・振動に関する苦情申立件数の目標値を、基準値（平成 12 年度～16 年度の平均（180 件））の 3 分の 2 に当たる 120 件と設定し、騒音・振動の防止対策の指導を行っています。
- さいたま市生活環境の保全に関する条例の施行により、悪臭規制の対象業種が埼玉県条例の対象であった塗装工事業など 13 業種から全業種に拡大しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆市民の暮らしの安全・安心をしっかりと確保するため、今後も引き続き、大気や河川の水質、土壌・地盤、騒音・振動などの状況を把握し、状況の変化に応じた対策を迅速かつ確実に推進することが求められています。
- ◆未だ環境基準を達成できていない光化学オキシダント及び平成 21 年 9 月に環境基準が告示された PM2.5（微小粒子状物質）について、発生メカニズムの解明や発生源の特定など今後の対応に向けた調査等を進め、国や県及び周辺自治体と情報の共有を行うなど広域的な取組を推進する必要があります。

(2) 水と緑

ア) 概況

○平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) において、2020 (平成 32) 年までの生物多様性に関する世界目標として「愛知目標」が採択されました。

○我が国では、平成 20 年 6 月に生物多様性基本法が施行されました。同法では、都道府県や市町村が生物多様性地域戦略を策定することが努力義務として規定されています。

○地方公共団体は、自然環境の保全に係る各種条例のほか、各種の生態系に係る法制度の運用や事業を実施しており、今後これらの戦略は、各地域が地域の自然条件や社会条件に応じてきめ細かな取組を進めていく上で重要な役割を果たすと考えられます。

○本市には、中央部の見沼田圃、西部の荒川及び東部の元荒川の周辺を中心として、大規模な緑地や屋敷林・雑木林等の樹林地、河川・池沼等の水辺が広がり、都心部近郊にありながら、潤いのある水と緑に恵まれた都市環境を醸成し、さいたまらしさを特徴付けている極めて重要な要素の 1 つとなっています。

○しかし、都市化の進展に伴い、樹林地や池沼は年々減少しており、今後もこの傾向は続く予想されます。市内では 3 つの大規模緑地を中心に、タヌキなどの中型獣や野鳥、水生生物などの豊かな生態系が育まれている一方、繁殖の可能性のある場所の減少等によって、現在は絶滅したと考えられる種もあります。

○平成 23 年 3 月 31 日現在、市内では 1,817 箇所 (2,512.3ha) の地域制緑地が指定されています。これらのうち、市域の東西に広がる荒川近郊緑地保全区域や安行武南自然公園、中央部にある風致地区等は、法律などの規制により大規模な緑地として残されています。(表 1-2-1)

○南北に広がる市街地には、生産緑地地区や公園等のオープンスペースやさいたま市みどりの条例に基づく自然緑地等に指定されている緑地があります。

戦略計画 2011-2020(愛知目標)

ビジョン(中長期目標[2050年])

「自然と共生する(Living in harmony with nature)世界」

ミッション(短期目標[2020年])

2020 年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する。

20 の個別目標

<愛知目標の概要>

表 1-2-1 地域制緑地の現況
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

種別	件数 (箇所)	面積 (ha)	根拠法令等
風致地区	1	284.0	都市計画法
生産緑地地区	1,495	387.1	生産緑地法
近郊緑地保全地区	1	1,328.0	首都近郊緑地保全法
自然公園	1	431.0	埼玉県立自然公園条例
市民緑地	2	0.2	都市緑地法
特別緑地保全地区	3	2.0	
ふるさとの緑の景観地	2	10.5	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
ふるさとの森	4	5.1	
自然緑地	27	7.5	さいたま市みどりの条例
保存緑地	278	54.4	
環境緑地	1	0.6	
さいたま緑のトラスト保全地	2	1.9	さいたまの緑のトラスト基金条例
合計	1,817	2,512.3	

出典: 都市局都市計画部みどり推進課

○市内には、荒川、鴨川、芝川、綾瀬川、元荒川などの一級河川のほか、多くの小河川が流れています。これらのうち、荒川は、水質が良好で安定しており、飲料水の取水源にもなっています。また、その他の河川は、農業用排水路などとして利用されてきましたが、現在は都市化による生活排水の影響が見受けられます。

イ) 本市の主な取組

- 平成 23 年 3 月に「さいたま市環境基本計画」を改訂し、その施策項目「生物多様性・自然環境の保全」を当面の本市の生物多様地域戦略に相当するものとしています。
- 平成 13 年 5 月、みどりの保全及び緑化の推進を図ることによって、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とした「さいたましみどりの条例」を制定しています。
- 中長期的な観点から、緑豊かなまちづくりを計画的に推進するための指針として、平成 19 年 3 月に「さいたま市緑の基本計画改訂版」を、さらに、本計画をより実効性のあるものとするため、短期の目標や具体的な推進方法を定めた「さいたま市緑の基本計画アクションプラン」を平成 22 年 3 月に策定しています。
- 平成 32 年度までに、自然緑地等の指定面積を 180ha とすることを目標に掲げ、土地所有者の協力のもと、現在指定されていない個人所有の屋敷林などの樹林地を、地域の重要な緑の資産として自然緑地等に指定し、その保全に努めています。
- 平成 23 年 1 月、農・自然・歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”をテーマに基づき、各部門の諸施策を体系的にとりまとめた「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定したほか、平成 24 年度～28 年度を計画期間に、地区・分野を横断する市民プロジェクトや重点的・優先的に取り組む施策を示した「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」を策定しています。
- 平成 18 年 3 月、水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間として水辺環境の再生を図るため、水環境に対する施策の方向性を示した「さいたま市水環境プラン」を策定し、これに基づき公共用水域の水質改善、地下水のかん養、雨水の有効利用などに取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆次世代に継承すべき貴重な財産として、水と緑の豊かな自然環境の保全・再生を図るため、1人でも多くの市民に市内に残されている貴重な自然環境の保全や再生に取り組む意義を正しく理解してもらえよう、その普及啓発に努めるとともに、多様な主体のパートナーシップに根差した取組を積極的に推進する必要があります。
- ◆緑豊かなまちづくりを推進するため、今後も引き続き、市内に残された緑の保全や都市公園の計画的な整備などに努めるとともに、民有地や民間建築物における緑化の促進などを通じ、新たな緑を創出する必要があります。
- ◆本市はもとより、首都圏に残された貴重な緑地空間として、見沼田圃の保全・活用・創造を図るため、土地利用、農、自然環境、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動などに関する様々な取組を総合的に推進する必要があります。
- ◆市内に残された自然度の高い優れた水辺の保全や、市街地でのまちづくりを踏まえた水辺の整備など、多様な水辺空間の創出を図る必要があります。

(3) 景観

ア) 概況

- 全国的に、人々の価値観が量的な充実から質的な向上へと変化し、景観に対する意識が高まり、今まで以上に個性ある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきたことを背景として、平成16年6月に景観法が制定されました。
- 景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援など所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律であり、都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれています。
- また、景観法では、同法で規定する景観行政を行う自治体として、都道府県、政令指定都市、中核市を景観行政団体として位置付け、その他の市町村は、都道府県と協議の上、景観行政事務を行うことができるとされています。
- 市内には、見沼田圃と斜面林、荒川や元荒川などを骨格とする水と緑、氷川神社や氷川参道、盆栽村、岩槻城址などの歴史と文化、さいたま新都心に代表される新たな街並み、さらに様々な伝統行事やイベントなどの様々な景観資源が広く分布しています。



＜景観資源の一例＞

(左から右へ：荒川、氷川神社、新しい集合住宅地)

イ) 本市の主な取組

- 平成19年10月に都市景観形成のマスタープランとなる「さいたま市都市景観形成基本計画」を策定しています。また、平成22年3月には、同計画に掲げた「ひと まち みらい 輝く都市景観の創造」という理念のもと、景観法に基づき、優れた都市景観に関する方針や行為の制限などの事項を定めた「さいたま市景観計画」を策定し、都市景観の印象や地域の個性を表わす要素の一つである色彩に関する手引きとして、「さいたま市景観色彩ガイドライン」を定めました。
- 本市では、「さいたま市美しいまちづくり景観条例」を制定し、大規模建築物などの景観誘導を独自に行ってまいりましたが、同条例を全部改正し、平成22年10月1日から景観法の規定に基づく良好な景観形成に必要な事項や事前協議の申出、氏名等の公表及びその他市独自の景観計画の実効性を高めるための事項を規定した「さいたま市景観条例」を施行しています。

○良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、平成 15 年度に屋外広告物のルールを定めた「さいたま市屋外広告物条例」を施行した後、平成 22 年 3 月に策定した「さいたま市景観計画」を踏まえ、同条例の一部改正し、同年 10 月 1 日から施行しています。(図 1-3-1)

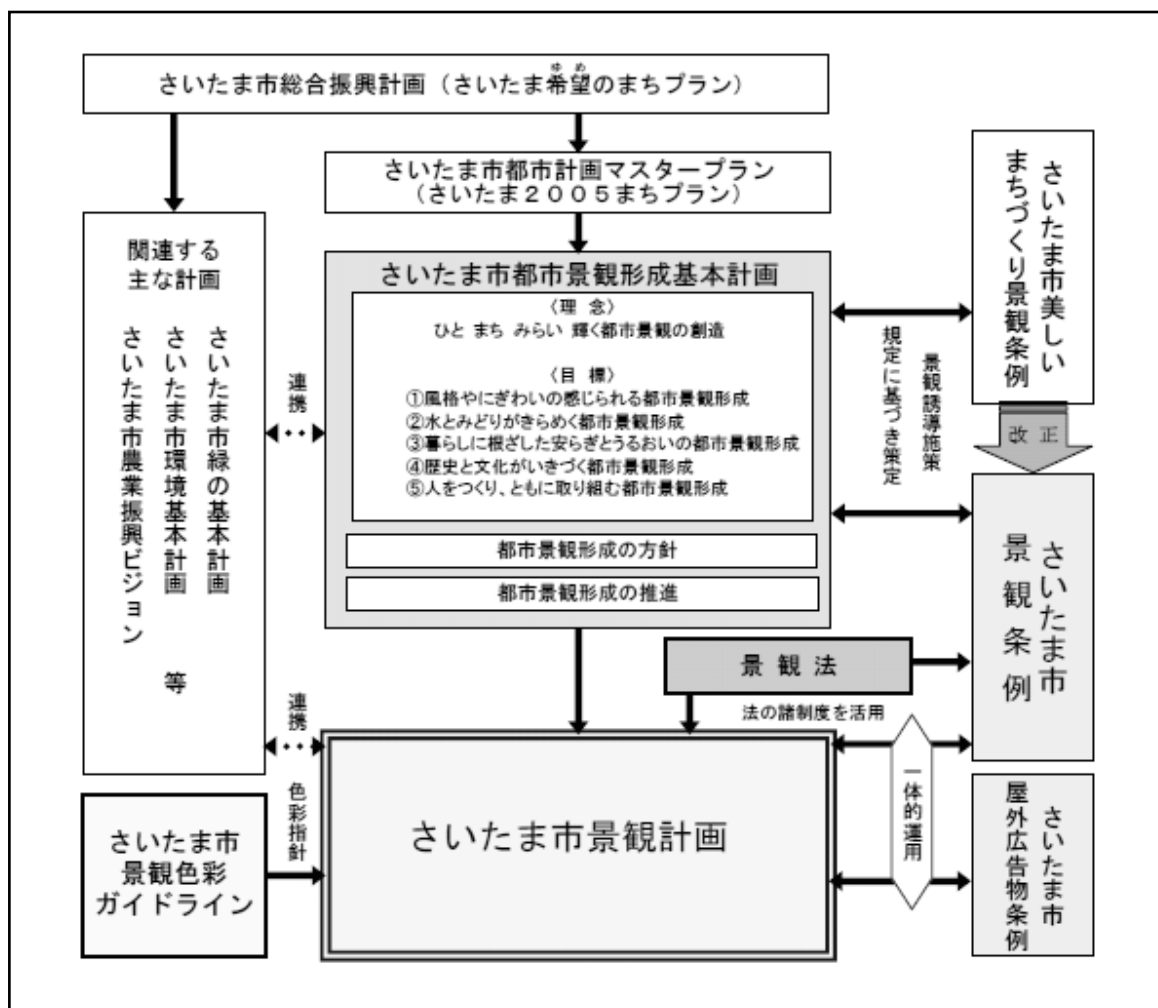


図 1-3-1 優れた都市景観の形成に向けた計画等の体系
出典：都市局都市計画部都市計画課「さいたま市景観計画」(平成 22 年 3 月)

ウ) 今後の重点課題

- ◆ 今後さらに優れた都市景観や良好な住環境の形成を目指し、地区計画制度や建築協定など、各地区の特性に応じた秩序ある街並みを誘導するためのルールの導入を促し、景観や住環境が調和した一体感のある市街地の形成を計画的に進める必要があります。
- ◆ 屋外広告物についても、それぞれの地区の特性や広告物の実態を踏まえた規制や景観形成を誘導するとともに、市民や事業者と景観ビジョンを共有し、協働で計画的かつ効率的に取り組を進める必要があります。